**平成２８年（フ）第９６号**
静岡市清水区折戸５丁目10番13号
債務者　福井由美子（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３２２号**
東京都府中市白糸台３丁目34番地の２レクセルマンション武蔵野台109
債務者　後藤　翔太
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３６７号**
東京都あきる野市五日市1068番地スタニングプレイスＶ106号
債務者　山本　浩義
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第４２１号**
東京都八王子市七国６丁目19番７号ＯＭテラスみなみ野302号
債務者　谷澤加奈子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１４５号**
横浜市戸塚区汲沢町1184番地　石井第３ビル405号
債務者　後田　　進
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４１３号**
神奈川県海老名市河原口２丁目22番18―403号
債務者　近田　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４７２号**
神奈川県鎌倉市寺分448番地　市営深沢第１住宅８号
債務者　平岡　千里
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８０８号**
横浜市港北区日吉本町４丁目23番55号　かえでハイツ101号
債務者　板坂　早苗
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８１１号**
横浜市青葉区恩田町993番地１
債務者　柏原　成吾
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８１５号**
神奈川県藤沢市辻堂２丁目14番１号　パイナリーハイツ105
債務者　山本　孝郎
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８１６号**
横浜市磯子区久木町17番７号　桑名ビル302号
債務者　伊藤　晴人
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８２５号**
横浜市旭区金が谷649番地１　ファミールＫ１　203号室
債務者　福松　士郎
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８３９号**
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ21棟401号
債務者　出嶋まゆみ
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８４０号**
横浜市港南区港南３丁目21番10号
債務者　安原　順子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２７号**
釧路市緑ケ岡２丁目21番19号　斉藤マンション201号
債務者　菊地　竜雄
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所